

平成24年3月22日

記者発表資料

## 東京電力(株)の電気料金値上げに対する企業団の対応について

- 神奈川県内広域水道企業団では、昨日、東京電力(株)から説明がありました「電気料金値上げのお願いにつきまして」に対し、現契約期間中の値上げは了承しない旨の意思表示を明確に行なうため、本日、次のとおり文書送付しましたのでお知らせします。

### 「電気料金値上げのお願いにつきまして」に対する企業団の考え方

昨日、貴社から説明がありました「電気料金値上げのお願いにつきまして」に対する企業団の考え方は下記のとおりです。

記

現在の契約期間の終期が平成24年4月1日以降の施設については、現契約期間中の値上げについては了承いたしませんので、よろしくお取り計らいください。

また、当企業団としては、今回の料金値上げは、貴社の安全対策の瑕疵による代償を企業に対して一律に転嫁するものであり、安易に納得できないという姿勢に変わりはありません。

県民・市民の最も基本的なライフラインを担う水道事業に対する料金値上げについて、特段の配慮をするよう引き続き要請します。

### 問い合わせ先

神奈川県内広域水道企業団

◎技術部 済水計画課

課長補佐 小池 045(363)9297(直通)



広域水道第 459 号

平成 24 年 3 月 22 日

東京電力株式会社  
取締役社長 西澤俊夫 様

神奈川県内広域水道企業団  
企業長 羽田慎司

### 「電気料金値上げのお願いにつきまして」に対する企業団の考え方

平成 24 年 3 月 21 日に貴社から説明のありました「電気料金値上げのお願いにつきまして」に対する企業団の考え方は下記のとおりです。

#### 記

現在の契約期間の終期が平成 24 年 4 月 1 日以降の施設については、現契約期間中の値上げについては了承いたしませんので、よろしくお取り計らいください。

また、当企業団としては、今回の料金値上げは、貴社の安全対策の瑕疵による代償を企業に対して一律に転嫁するものであり、安易に納得できないという姿勢に変わりはありません。

県民・市民の最も基本的なライフラインを担う水道事業に対する料金値上げについて、特段の配慮をするよう引き続き要請します。

技術部浄水計画課長 佐藤正志

045 (363) 9297 (直通)